

薬生食監発0225第5号
平成31年2月25日

各

都道府県 保健所設置市 特別区

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課長
(公 印 省 略)

腸管出血性大腸菌 0157 による食中毒患者（疑い）の発生について

今般、同一系列の焼き肉店（※）を2月8日から2月12日にかけて利用し、下痢、嘔吐等を呈する有症者の一部から、腸管出血性大腸菌 0157 (VT1, 2) が検出されていることが判明しました。現在、関係自治体において、原因の調査等が進められているところですが、食中毒の被害拡大防止の観点から下記のとおり対応をよろしくお願いします。

記

1. 腸管出血性大腸菌による感染症法に基づく届出情報や食品による健康被害の苦情等の相談があった場合は、同系列店舗の利用状況を調査し、関連性を確認するとともに、必要に応じて食中毒調査を実施すること。また、該当する情報を得た場合には当職まで速やかに連絡すること。
2. 住民等から本事案との関連が疑われる症状の相談があった場合は、速やかに医療機関の受診を勧奨するなど適切な対応をすること。
3. 腸管出血性大腸菌 0157 による食中毒が発生した場合は、関連性を確認する観点から、平成30年6月29日付け事務連絡「腸管出血性大腸菌による広域的な感染症・食中毒に関する調査について」に基づき、患者由来菌株を迅速に収集し、反復配列多型解析法 (MLVA 法) による MLVA 型付与のため、MLVA 法の検査結果又は菌株を国立感染症研究所へ送付すること。

※焼き肉店社告

https://www.skylark.co.jp/company/news/press_release/pk637h000001ivo6-att/0225.pdf